

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月16日
【会社名】	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社 (旧会社名 オンキヨー株式会社)
【英訳名】	ONKYO HOME ENTERTAINMENT CORPORATION (旧英訳名 ONKYO CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大拙 宗徳
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市川俣1丁目1番41号
【電話番号】	06(6747)9170
【事務連絡者氏名】	取締役 林 亨
【最寄りの連絡場所】	大阪府東大阪市川俣1丁目1番41号
【電話番号】	06(6747)9170
【事務連絡者氏名】	取締役 林 亨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第10回新株予約権証券) その他の者に対する割当 240,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,200,240,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	2,400,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	240,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.1円 （新株予約権の目的である株式1株につき0.001円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年1月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	オンキヨーホームエンターテイメント株式会社 大阪府東大阪市川俣1丁目1番41号
払込期日	2021年1月28日
割当日	2021年1月28日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 大阪支店

（注）1．第10回新株予約権証券（以下「第10回新株予約権」といいます。）並びに下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載した第11回新株予約権証券（以下「第11回新株予約権」といいます。）及び第12回新株予約権証券（以下「第12回新株予約権」といいます。）第10回新株予約権及び第11回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）については、2020年12月16日付の当社取締役会において発行を決議しておりますが、その発行については、2021年1月27日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本新株予約権の発行及び大規模希薄化並びにA種種類株式及びB種種類株式の新設に係る定款変更に関する議案について承認を受けることなどが条件となります。なお、本新株予約権の発行は、有利発行（本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）に該当する可能性が高いものと判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認（特別決議）を得ることといたしました。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後にEVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当予定先」といいます。）との間で本新株予約権の第三者割当契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．本新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	<p>第10回新株予約権の目的である株式の総数は240,000,000株（第10回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第10回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1．第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2．第10回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、5円とする。</p> <p>3．行使価額の修正</p> <p>行使価額の修正は行わない。</p> <p>4．行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第10回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により算出される額又は本項第(2)号に掲げる各事由（但し、本項第(2)号の事由を除く。）により、行使価額の調整が行われる場合の1株当たりの払込金額のうち、いずれか低い価額に行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第10回新株予約権を行使した第10回新株予約権の新株予約権者（以下「第10回新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後行使価額を適用する日の直前取引日の終値のいずれかの高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第10回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,200,240,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第10回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第10回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第10回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第10回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2021年1月29日（当日を含む。）から2022年1月28日（当日を含む。）までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第10回新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 大阪支店</p>
新株予約権の行使の条件	第10回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。なお、本買取契約において、第10回新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 第10回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第10回新株予約権を行使請求しようとする第10回新株予約権者は、上表「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に必要な事項を定めた通知をしなければなりません。
- (2) 第10回新株予約権を行使請求しようとする第10回新株予約権者は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、第10回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

- (3) 第10回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該第10回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

2. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、第10回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第10回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第10回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

4. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場は、ここ数年で激変しており、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは、変化と競争の激しい世界市場では生き残ることが困難となってきております。

2019年5月には、ホームAV事業に関して、DENON/Marantz/Polk Audio等のオーディオブランドを持つSound United LLCのグループにこれを対価約8,175百万円にて譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）を決議いたしました。本事業譲渡において必要な手続きは完了したものの、関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認等様々な条件を満たすことが両当事者において難航し、譲渡契約を終了し本事業譲渡を中止するにいたりました。

2019年8月には、営業債務の早急な支払いを目的に、株式会社SBI証券（本店所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号 代表取締役社長：高村正人）に対する第三者割当による第7回新株予約権の発行を決議し、2019年9月9日以降、第7回新株予約権の行使が順次行われ、約1,300百万円の資金調達を行いました。2019年11月末時点で依然として6,162百万円の営業債務の支払い遅延が存在している状況でした。

このような状況に鑑みて、2019年11月にホームAV事業に関わる国内従業員の約30%に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円（見込額）の固定費の削減、さらに不採算モデルの削減やこれに伴う2021年3月期以降の開発費の削減で年間約750百万円（見込額）の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移しておりますが、これらの合理化策による費用の削減効果や下記で詳述する資産を有効活用した資金調達は相応の時間を要することから、直近の営業債務の支払い状況を改善するために、当社は、2019年12月27日付プレスリリース「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、EVO FUNDを割当予定先とする新株式、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行、並びにEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 宮下 和子）との間で無担保ローン・ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）の締結を、2019年12月27日付で決議いたしました。しかしながら、元々の運転資金の不足、債権回収の遅延が発生していることに加え、当事業をとりまく外部環境及び市場の変化は激しく、それに伴う、構造改革や合理化策を実施してもなお業績が改善できていない状況、さらには、2020年以降の世界規模の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、世界的な株式市場の低迷が発生したことによる当社株価の低下により、当初約6,000百万円を見込んでいた資金調達は、約2,182百万円の調達のみで留まってしまい、当初の予定どおり営業債務の解消を行うことができませんでした。

さらに、2020年以降、営業債務の支払い遅延が存在している状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、生産及び販売活動が限定的になったため、当初計画をしていた経常収入が得られない状況となりました。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するよう要請され、取引条件についても支払いまでの期間の短縮及び出荷時での支払いを必要とするなどの変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生したことから、商品の供給不能による販売機会損失の影響も生じ、2020年3月期においては、売上高は21,808百万円と前年対比22,028百万円減となりました。加えて、当社は2020年3月期において、当社AV事業の事業子会社オンキヨー&パイオニア株式会社（東京都墨田区横綱一丁目10番5号、代表取締役：宮城謙二。以下「OPC社」といいます。）（2020年3月当時。なお、下記記載の吸収合併により、当社に吸収合併されています。）の米国向販売代理店であるオンキヨーUSA社（18 Park Way Upper Saddle River, New Jersey 07458、CEO: Jason Sausto。以下「OUS社」といいます。）について、元々AVレシーバー市場が大幅に縮小傾向だったことによることに加え、前述の理由によりOPC社からの米国向けの商品出荷が大幅に減少したことに伴い、OUS社の業績が著しく悪化し、さらに新型コロナウイルス感染症拡大によるロッ

クダウの影響もあり、OPC社への営業債務が大幅に滞留している状況となったため、2020年3月期において2,934百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上いたしました。それらの結果、2020年3月期連結会計期間末において、当社は、3,355百万円の債務超過に陥り、2020年9月25日付の東証の発表により、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりました。

そのため、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達(以下、「本件取組み」、「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)は、2021年3月末までに債務超過を解消し、上場廃止を回避することを主な目的としております。

本件取組みに先立ち、当社は、返済の目途が立っていない貸付金債権と、期日が到来し支払いが遅延している営業債務の一部に対応する金銭債権について、2020年5月20日付プレスリリース「第三者割当による新株式の発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ))、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動(予定)に関するお知らせ」に記載のとおり、2020年6月5日付でEVO FUNDを含む各債権者5者がこれを当社に現物出資し、デット・エクイティ・スワップにより株式を発行いたしました。これにより、861百万円の有利子負債及び約700百万円の営業債務が圧縮されるとともに、資本が増強され、当該圧縮分の貸付金返済及び営業債務支払いのための資金負担がなくなり、当社グループの支払い遅延の債務額も減少することとなりました。

また、当社としては従前より、保有する資産を有効活用した資金調達も行うべく交渉を続けております。具体的には、当社の持分法適用関連会社であるS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN.BHD.(マレーシア ケダ州)について当社グループが保有する株式(簿価約528百万円)の売却に向けた他社との間の具体的な協議を進めており、その他保有の投資有価証券についても取捨選択した上で売却の方向も検討いたします。また、所有する三重県津市河芸の土地、建物といった固定資産の売却についても候補先を検討する等、資産を有効活用した資金調達も行うべく取り組んでおり、営業債務の支払い遅延の解消のため、最大限の努力を継続しております。

さらに、当社としては、昨年ホームAV事業を譲渡することを方針とし、複数の候補先と詳細な協議を行っておりましたが、ホームAV事業の譲渡が成立しない状態では今後より厳しい状況に陥ることは容易に予想され、また、すでに実施済みの合理化策において大幅な固定費の削減が見込めることがわかってきたことから、ホームAV事業について、営業債務の支払い遅延を解消し、従来から強みのあったビジネスに注力することができれば、利益を確保できる体制が徐々に整いつつあると判断し、さらには、2020年7月30日付プレスリリース「米国における販売代理店契約締結のお知らせ」にて公表しておりますとおり、米国における販売代理店を米国Nasdaq上場のVOXXグループの11 Trading Company LLCに変更することができたこともあり、2020年7月31日付プレスリリース「グループ再編(子会社との吸収合併及び会社分割(新設分割)による子会社設立)及び定款の一部変更(商号変更他)に関するお知らせ」のとおり、ホームAV事業を行うオンキヨー&パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社、AI、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業をオンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、オンキヨー株式会社はオンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更し、ホームAV事業に再注力することを公表いたしました。その後、2020年9月25日付の臨時株主総会にて、このグループ再編は賛成多数で可決され、2020年10月1日より新体制への移行を行いました。

一方で、上述の経営体制・方針転換は、当社の状況改善において即効性のあるものではないため、効果が顕在化するまでは数か月かかるものと予想されることから、現状の解消・緩和に向けた取組みとして、2020年7月31日付プレスリリース「包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約締結及び第三者割当による新株式発行、並びに主要株主である筆頭株主の異動(予定)に関するお知らせ」にて、EVO FUNDを割当先とする株式発行プログラム設定契約により設定された株式発行プログラム(以下「新株発行プログラム」といいます。)に基づく割当予定先に対する第三者割当による全8回の新株式の発行を決議いたしました。

新株発行プログラムにより、第1回割当乃至第8回割当の合計で約4,618百万円の資金調達が当初見込んでおり、それらの資金を用いて、遅延している営業債務の支払い及び借入金の弁済を計画しておりました。しかしながら、2020年11月9日時点において、第4回割当まで新株発行を実施し、約1,290百万円の調達が完了したものの、当社株価が低迷し、取引先に対する営業債務の支払い遅延も2020年9月末現在で5,841百万円(前連結会計年度末6,468百万円)存在していることから、各取引先との間における支払い期間の短縮等の状況が継続しており、生産及び販売活動が限定的となっております。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、欧州では外出制限などにより需要が限定的となっております。また生産現場においては、マレーシア生産工場の操業が一時的な停止状態に陥り、コロナウイルス感染症予防対策を行いながら生産活動を再開しておりますが、限定的な稼働から顧客の要望に対しては充足されない状況が続いております。このような原因もあり、2021年3月期第2四半期連結累計期間においても2,330百万円の経常損失を計上することとなり、2020年9月末日時点において2,381百万円の債務超過となっている状況であります。

上述の状況から、このまま当初予定どおりの新株式発行を行うだけでは、営業債務の支払い遅延及び2021年3月期末までの債務超過の解消を確実に実行することは困難である可能性が高くなってきたため、当社は債務超過解消を確実に実行できる資本増強策の検討を進めるため、2020年11月24日付プレスリリース「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約に基づくEVO FUNDに対する第三者割当による新株式発行（第5回割当）の中止及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」及び2020年12月14日付プレスリリース「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約に基づくEVO FUNDに対する第三者割当による新株式発行（第6回乃至第8回割当）の中止及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」のとおり、新株式発行（第5回乃至第8回割当）の中止を決議しております。

このように、2020年3月期までの状況に続き、2021年3月期においても現時点で純損失を計上しており、キャッシュ・フローが改善されていない状況下において、当社は、2021年3月期末までに債務超過を解消して、当社を支援いただいております株主様に上場廃止によるご迷惑をおかけすることを回避したいと考えております。

割当予定先よりこのたび提案いただいた本件取組みは、2021年3月31日までに債務超過を解消するために不可欠な純資産の増強を可能とするものであります。本件取組みでの調達資金だけでは、営業債務の支払い遅延が即座に解消することは難しいものの、2021年3月31日までに債務超過が解消され、財務状況が改善すれば、各取引先から正常に材料・製品の供給を受けつつ、現在の支払い期間の短縮及び出荷時支払いなどの取引条件についても当社の通常の取引条件に戻すことの交渉が可能となり、販売機会回復、当社の資金の回転悪化から、より事業運営も正常化し、営業債務の支払い遅延に回せる経常収支の増加も見込んでおります。一方で、本件取組みを実施しなかった場合には、営業債務の支払い遅延を一定程度以上解消する必要があり、かかる解消は困難を伴うことが見込まれることから、債務超過による上場廃止となる可能性が本件取組みを行った場合に比して高くなるものと考えられます。割当予定先をEVO FUNDとする本件取組みが実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様に不利益を与えることとなりますが、当社は、本件取組みが、債務超過解消を目指すために不可欠な手段であると判断しております。しかしながら、大規模な希薄化を伴い、かつ、割当予定先のみ特に有利な価額での新株予約権の行使を可能とするものであるため、かかる状況において、本資金調達実施の是非を既存株主の皆様にご覧いただくべく、本臨時株主総会にて、特別決議の議題として審議いただくことといたしました。

なお、当社は、2020年12月に支払いが必要となっている営業債務の弁済などの運転資金に充てるため、割当予定先の関連会社及びその他金融機関から、2020年12月16日以降、同月中に金400百万円規模の借入れ（以下「本件借入れ」といいます。）を実施する予定です。なお、割当予定先の関連会社からは、本資金調達に係る当社取締役会決議後でなければ貸付の内容を決定できず、同決議後に検討する旨を聞いております。本件借入れを割当予定先の関連会社から実施した場合には、当社が新株式の発行や当社が発行した新株予約権の行使等によって資金調達（新株式発行又は新株予約権の行使に係る金銭の払込みを受けることをいいます。）を行ったときには、その調達金額により期限前弁済をすることをその借入れの条件とすることとなる予定のため、本資金調達による調達資金を本件借入れの弁済資金に充当する予定です。

(2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUNDに対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社は、本資金調達に加えて、実行し得る債務超過解消のための施策を進めることを目指して、追加的な種類株式の発行について実行可能な状態にあらかじめ準備することが必要と考えております。そのため、当社は、本日付で、A種類株式及びB種類株式の新設に加えて、将来的に発行することを想定しているC種類株式の新設に関する定款変更についても本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、上場会社が第三者割当を行う場合において、希薄化率（有価証券上場規程施行規則第435条の2に規定する議決権の比率）が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除き、その上場を廃止することとされており（有価証券上場規程601条第1項第17号、有価証券上場規程施行規則第601条第15項第6号）、第三者割当が短期間（6か月を目安）に複数回実施される場合には、これらの第三者割当が一体とみなされて希薄化率が算出されることから、A種類株式及びB種類株式と同様、C種類株式についても議決権を持たず、かつ当社普通株式に転換することができない内容としております。

なお、現時点においては、C種類株式の新設にかかる定款変更の実施を本臨時株主総会に付議するのみであり、募集事項について決定した事実はございません。

C種類株式の概要は以下のとおりです。

（C種類株式の概要）

(1) 優先配当	大要、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に日本円TIBOR（6か月物）に2.5%を加えた率として算定される率を年率として、当該年率を乗じて算出した額について、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算した額。なお優先配当については非参加条項及び累積条項が定められている。C種種類株式に対する優先配当はA種種類株式及びB種種類株式に対する優先配当並びに普通株式に対する配当に優先する（A種種類株式及びB種種類株式に対する優先配当は、同順位で普通株式に対する配当に優先する。）。
(2) 議決権	なし
(3) 普通株式を対価とする取得請求権	なし
(4) 金銭を対価とする取得請求権	2023年1月28日以降、大要、（ ）C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに（ ）C種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得請求可能。金銭を対価とする取得請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の支払いは、同一の日を取得日として金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式（以下に定義する。）を対価とする取得請求がなされたB種種類株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭又はREVOLUTION株式の支払い又は交付に優先する（金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式は同順位。）
(5) 金銭による取得条項	2022年1月28日以降、大要、（ ）C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに（ ）C種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得可能
(6) 残余財産の分配順位	A種種類株式及びB種種類株式並びに普通株式に対して優先する（A種種類株式及びB種種類株式は、同順位で普通株式に優先する。）

上述のC種種類株式の発行に関して、現段階で決まった事実はなく、また、割当先の候補も具体的に定まっていないものの、当社の債務超過解消及び財務体質の強化のためには、本新株予約権による資本増強に加えて、債権者による現物出資（DES）によるC種種類株式の発行や債務免除を含む、現存する債務の縮小を図る手段が必要であると考えており、そのための第一歩として、本資金調達及びC種種類株式の新設について決議いたしました。なお、C種種類株式について、優先配当、残余財産の分配及び金銭を対価とする取得請求権をA種種類株式及びB種種類株式に対して優先するものとした理由は、C種種類株式の設計上のメリットを高めることにより、潜在的な投資家が取得することを容易にするためです。

本買取契約において、本新株予約権行使の確約等の条項は付されておりません。割当予定先は、当社の状況及び市場環境を日々評価し、その上で、本新株予約権の行使は、割当予定先の単独の判断により行われます。なお割当予定先は、本新株予約権の行使が、当社の資本増強に寄与し、債務超過解消によって上場廃止となる危険性を減少させることを理解しております。疑義を避けるために付言すると、本買取契約において上場廃止の回避を確約する規定及びその意図はなく、かかる予定もありません。債権者との交渉により現存する債務額を縮小することができれば、当社の債務超過解消のために必要となる割当予定先による行使の金額は少なくなります。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金調達の目的に合う資金調達の方法を検討していましたが、本資金調達の特徴及び「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、公募増資等において株式を引き受けただけの投資家は見つかっておらず、一方で割当予定先からは新株予約権であれば引受可能であるとの意向を伺っており、資本増強の期限である2021年3月末までの時間は限られている中で、現時点において当社が直面している課題である債務超過解消を目指すための唯一現実的なスキームとして、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

なお、本件取組みでは、普通株式を目的とする第10回新株予約権並びにA種種類株式を目的とする第11回新株予約権及びB種種類株式を目的とする第12回新株予約権の3種類の新株予約権を発行し、債務超過の解消を目指します。本件取組みの大枠は以下に記載のとおりです。

第10回新株予約権の行使

第10回新株予約権については、割当予定先が新株予約権を行使することにより出資される金銭の金額分、債務超過が解消されます。

第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使

上記により債務超過額は一定程度減少しますが、2021年3月期第2四半期末の債務超過額からしますと、当社の2021年3月期末における債務超過状態の解消にはなお不足する見込みです。かかる不足分は、下記の第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使により補われます。当該2種類の本新株予約権の内容は、行使に際して出資される財産の内容を除いては同様であり、2021年3月期第3四半期以降発生する可能性がある連結子会社を含む資産の評価や偶発債務発生リスクを仮に考慮した結果、債務超過解消をより確実とするために行使価額の総額はそれぞれ約25億円とされており、債務超過の解消に必要な範囲で、下記の割当予定先の意向のとおり第12回新株予約権、第11回新株予約権の順で優先順位を付けて行使されることが予定されており、全てについて行使されることは予定されておりません。

(ア) 第11回新株予約権

行使されるとA種種類株式が発行され、その対価として金銭が払い込まれます。払い込まれた金額分、債務超過が解消します。

(イ) 第12回新株予約権

行使されるとB種種類株式が発行され、その対価として割当予定先が保有する株式会社REVOLUTION（山口県下関市細江町二丁目2番1号 原弘産ビル4F、代表取締役：岡本貴文。以下「REVOLUTION」といいます。）（東証2部上場、証券コード：8894）が発行する普通株式（以下「REVOLUTION株式」といいます。）が現物出資されます。当社は、現物出資されたREVOLUTION株式を保有することとなりますが、2021年3月31日時点までに第12回新株予約権の行使に伴って出資されるREVOLUTION株式の時価相当分、債務超過が解消します。

上記3種類の本新株予約権の行使に関する判断は割当予定先の裁量によります。割当予定先の目的は次のとおりです。かかる行使は、2021年3月期末時点での債務超過額を減少させるとともに、場合によっては債務超過の解消を可能とします。

- ・割当予定先は、基本的に、第10回新株予約権の行使を優先的に進め、第10回新株予約権行使による債務超過解消で不足する金額については、REVOLUTION株式を現物出資財産とする第12回新株予約権を行使することによる当社の債務超過解消を希望していること。
- ・第11回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容であるが、仮に第10回新株予約権及び第12回新株予約権の行使だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に、割当予定先の単独の裁量により、第11回新株予約権を行使し、追加的に債務を減少させる可能性があること。

本新株予約権について、割当予定先は当社の状況及び市場環境を日々評価し、その上で、割当予定先の単独の判断により行使をすることが適切と判断した場合には、上記のとおり行使をする意向です。2021年3月末までにおける行使の状況については別途開示を行います。しかしながら、当社の厳しい財務状況や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による追加的な不確実性を考慮すると、割当予定先が上記のとおり本新株予約権を行使できない可能性も想定されます。

上記のように、割当予定先から行使方針について伺っておりますが、現時点において当社の財務状況を抜本的に改善させる手当てを他に付けている状態ではなく、その見込みもございません。現在、割当予定先の他に当社の債務超過の解消を実現できる資金調達を引受けていただく候補もございません。

また、当社としては、債務の削減が実現できず、本件取組みによる行使が実施されなかった場合には、上場廃止となる可能性が高くなるものと考えられ、その際には早急に実現可能な資本強化策を検討する必要があります。本件取組みは、債務超過解消が保証されたものではございませんが、当社の現状においては、自助努力のみでの改善は困難であることから、最良の選択肢と考え選択することといたしました。

(4) 本資金調達の特徴

本新株予約権は調達資金の最大額が固定されており、併せて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定（第10回新株予約権は5円、第11回新株予約権及び第12回新株予約権は1,000,000円）されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません（但し、時価を下回る払込価額での株式の発行等により、当社普通株式が交付され、発行済みの当社普通株式数に変更が生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、当該払込価額又は発行済みの当社普通株式数の増加率に応じて、第10回新株予約権の行使価額も減額する方向で調整されます。）。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定（第10回新株予約権は普通株式240,000,000株、第11回新株予約権はA種種類株式2,500株、第12回新株予約権はB種種類株式2,500株）されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません（行使価額の調整により調整を行う際は行使価額及び割当株式数が調整される場合があります。）。

本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

本買取契約上の出資上場株式（REVOLUTION株式）の譲渡制限

本買取契約において、第12回新株予約権の行使に際して出資されたREVOLUTION株式の譲渡に関して、割当予定先による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定であり、当社は、原則として、出資されたREVOLUTION株式を処分することができず、したがって、当社の資金として使用することができません。この譲渡制限については、株式市場におけるREVOLUTION株式の安定を図るためとの割当予定先の意向に基づくものであり、譲渡にかかる事前承認について、割当予定先から、「現時点では、具体的に想定している時期はないものの、債務超過解消を達成以降、当社の状況等を見て判断する」と聞いております。当社としましては、資金として使用できないデメリットがあるものの、上記「（3）資金調達方法の選択理由」にも記載のとおり、2021年3月末までの時間が限られている中で、本スキームが、現時点において当社が直面している課題である債務超過解消及び上場維持のために取り得る、唯一の現実的なスキームであるとして、総合的な判断より、これを受け入れることといたしました。

設計上のリスク

本新株予約権は、行使の確約条項が付されていないため、当社の株価推移によっては、行使がなされない、又は、行使が進まなくなる可能性があります。また、割当予定先が行使により取得した、又は既に保有している当社普通株式を市場売却することにより、株価が下落する可能性があります。

(5) 他の資金調達方法**新株式発行による増資****(a) 公募増資**

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。また、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在しません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。また、現時点で株主割当増資を引き受けていただける証券会社は存在しません。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。なお、割当予定先によると、当社の債務超過を解消するために必要な資金を一度に新株式の引受けにより出資することは当社の財務状況に鑑みてリスクが高過ぎ、本新株予約権を段階的に行使することにより順次出資を行い、リスク状況に応じて適宜本新株予約権の行使により取得した株式を売却する形式での資本提供にしか応じられないとのこと。

C B

C Bは発行時点では全額が負債として計上されることから、債務超過を解消するための施策として適当ではありません。そのため、C Bも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

借入れ・社債による資金調達

借入れ又は社債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があり、債務超過も解消されないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。なお、前述のとおり、当社は2020年12月16日以降、同月中に本資金調達とは別途、本件借入れを実行することを予定しております。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,700,245,000	56,000,000	3,644,245,000

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

第10回新株予約権の払込金額の総額 240,000円

第11回新株予約権の払込金額の総額 2,500円

第12回新株予約権の払込金額の総額 2,500円

第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 1,200,000,000円

第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 2,500,000,000円

2. 第12回新株予約権の行使はREVOLUTION株式の現物出資により行われるため、行使により払い込まれる金銭はありません。

3. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、本臨時株主総会開催関係費用及び信託銀行費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

4. 第10回新株予約権又は第11回新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。なお、本新株予約権は行使コミットメント条項がない新株予約権であることから、全額行使は保証されておりません。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は第10回新株予約権及び第11回新株予約権が全額、現金により行使されたと仮定した場合にのみ、合計約3,644百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
借入金弁済	400	2021年1月～2021年3月
運転資金	744	2021年1月～2021年5月
遅延している営業債務の支払い	2,500	2021年1月～2021年5月

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

借入金の弁済

当社は、第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を用いて、まず優先的に2020年12月16日以降同月中に実施する予定の本件借入れに基づく借入金400百万円の弁済を行う予定です。

運転資金

当社は、支払期限が到来していない営業債務並びに販売費及び一般管理費の支払いに、上記の借入金の弁済に充当されなかった第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を充てる予定です。当社の現状として、前記「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）4「本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」（1）資金調達の目的」に記載のとおり、2020年9月末時点における営業債務の支払い遅延が5,841百万円になっている状況ではありますが、事業運営に不可欠な通常の営業債務並びに販売費や一般管理費についてもその支払期日によっては、支払いが困難となる可能性もあるため、当該資金はそれらの運転資金に優先的に充当し、一方で、経常収入によって得られる資金については、運転資金に充当しつつ余剰分を下記に遅延している営業債務の支払いに充てることを予定しております。

遅延している営業債務の支払い

当社は、前記「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）4「本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」（1）資金調達の目的」に記載のとおり、2020年9月末時点における営業債務の支払い遅延が5,841百万円になっている状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産及び販売活動が限定的になっている状況のため、当初計画をしていた経常収入を得られない状況となっております。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するように強く求められ、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が大きくなりつつあり、これ以上の支払い遅延が続く場合、通常の事業活動が成り立たない状況が差し迫っております。

このような状況を踏まえ、上記に記載のとおり経常収入からの支払いを行うことに加え、仮に第11回新株予約権が行使された場合には、当該行使によって得られた資金を用いた支払計画を各取引先へ提供し、営業債務の支払いを段階的かつ着実にを行うことにより、停止している製品供給等を再開し、早急な事業活動の立て直し、正常化を図ります。

第12回新株予約権の行使は割当先が保有するREVOLUTION株式の現物出資により行われる予定であるため、行使により払い込まれる金銭はありません。なお、第12回新株予約権の現物出資財産として予定しているREVOLUTION株式については、本買取契約において、割当予定先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを合意する予定であるため、原則、継続して保有する予定となります。事前の承諾を出す時期等については、割当予定先から、「現時点では、具体的に想定している時期はないものの、債務超過解消を達成以降、当社の状況等を見て判断する」と聞いております。

第11回新株予約権は、第10回新株予約権及び第12回新株予約権の行使によって債務超過が解消できる場合には、金銭の払込みによる行使は想定されておりません。

度重なるエクイティ・ファイナンスに加え、大規模な希薄化を生じさせる本資金調達が既存株主の皆様と与える影響が相当なものとなることは重々理解しているものの、それでもなお、債務超過解消により上場廃止を回避し、当社の事業活動を継続していくためには本資金調達による資金調達が不可欠であり、事業活動を立て直し上場会社として存続し続けることがなによりも株主の皆様の利益に資することであると判断から、本資金調達を実施することといたしました。なお、当社は、新株発行プログラムにより約1,290百万円の資金調達を行っておりますが、本資金調達同様に借入金の弁済200百万円以外は遅延している営業債務の支払いに充当しております。

以上の施策を目的として、当社は2020年12月16日付の当社取締役会において、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行について

当社は、2020年12月16日付の当社取締役会において第10回新株予約権に加えて、EVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行を行うことについても決議しています。第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行は、本臨時株主総会において、本新株予約権の発行及び大規模希薄化に関する議案について承認を受けることなどが条件となります。

第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行の概要については、下記をご参照ください。

<第11回新株予約権の発行の概要>

(1) 割当日	2021年1月28日
(2) 新株予約権の総数	2,500個（新株予約権1個につきA種種類株式1株）
(3) 発行価額	新株予約権1個当たり1円
(4) 当該発行による潜在株式数	A種種類株式2,500株
(5) 資金調達の内訳	2,500,002,500円 （内訳） 第11回新株予約権発行分 2,500円 第11回新株予約権行使分 2,500,000,000円
(6) 行使価額	1株当たり1,000,000円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) その他	<p>第11回新株予約権の目的であるA種種類株式の概要は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 優先配当の額 大要、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に日本円TIBOR（6か月物）に2.5%を加えた率として算定される率を年率として、当該年率を乗じて算出した額について、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算した額。なお優先配当については非参加条項及び累積条項が定められている。A種種類株式に対する優先配当は、C種種類株式に対する優先配当に劣後し、普通株式に対する配当に優先する（A種種類株式及びB種種類株式に対する優先配当は、同順位。）。 議決権 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 普通株式を対価とする取得請求権 なし。 金銭を対価とする取得請求権 2021年1月28日以降、大要、（ ）A種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに（ ）A種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得請求可能。金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の支払いは、同一の日を取得日として取得請求がなされたC種種類株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭の支払いに劣後する（金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式は同順位。）。 金銭による取得条項 2022年1月28日以降、大要、（ ）A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに（ ）A種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得可能。 残余財産の分配順位 C種種類株式に対して劣後し、B種種類株式と同順位であり、普通株式に対して優先する。

< 第12回新株予約権の発行の概要 >

(1) 割当日	2021年1月28日
(2) 新株予約権の総数	2,500個（新株予約権1個につきB種種類株式1株）
(3) 発行価額	新株予約権1個当たり1円
(4) 当該発行による潜在株式数	B種種類株式2,500株
(5) 資金調達額	2,500,002,500円 （内訳） 第12回新株予約権発行分 2,500円 第12回新株予約権行使分 2,500,000,000円
(6) 行使価額	1株当たり1,000,000円
(7) 出資の目的とする財産の内容及び価額	<p>第12回新株予約権の行使に際しては同時に行使された第12回新株予約権の個数に行使価額を乗じて算出された額（1円未満端数切上げ）を上回る時価を有するREVOLUTION株式が出資されます。</p> <p>上記において「時価」とは、出資されるREVOLUTION株式の株式数に第12回新株予約権の行使請求の効力が生じる日の取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じて算出される額をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> REVOLUTION株式については、割当予定先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを本買取契約において合意する予定です。 第12回新株予約権の出資の目的となる財産をREVOLUTION株式とすることは、割当予定先からの提案であり、当社は、債務超過解消の目的でかかる提案を受諾しております。事業上の効果等は目的としておらず、REVOLUTIONとの間で業務提携を行う予定はありません。 当社は、割当予定先との間でREVOLUTION株式に係る議決権の共同行使を合意する予定はありません。
(8) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(9) 割当予定先	EVO FUND

(10) その他	<p>第12回新株予約権の目的であるB種種類株式の概要は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 優先配当の額 <p>大要、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に日本円TIBOR（6か月物）に2.5%を加えた率として算定される率を年率として、当該年率を乗じて算出した額について、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算した額。なお優先配当については非参加条項及び累積条項が定められている。B種種類株式に対する優先配当は、C種種類株式に対する優先配当に劣後し、普通株式に対する配当に優先する（B種種類株式及びA種種類株式に対する優先配当は、同順位。）。</p> 2. 議決権 <p>B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> 3. 普通株式を対価とする取得請求権 <p>なし。</p> 4. 金銭を対価とする取得請求権 <p>2021年1月28日以降、大要、（ ）B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに（ ）B種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得請求可能。金銭を対価とする取得請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の支払いは、同一の日を取得日として取得請求がなされたC種種類株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭の支払いに劣後する（金銭を対価とする取得請求がなされたB種種類株式及びA種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式は同順位。）。</p> 5. REVOLUTION株式を対価とする取得請求権 <p>2021年1月28日以降、大要、当会社が交付するREVOLUTION株式の時価の合計額（以下「現物交付上場株価額」という。）が、償還請求に係るB種種類株式の数に（ ）B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに（ ）B種種類株式1株当たりの累積未払配当金の合計額を乗じて得られる額（以下「現物償還交付額」という。）以下で最大となるようなREVOLUTION株式及び現物償還交付額と現物交付上場株価額の差額に相当する金銭にて、取得請求可能。REVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式及び金銭の交付は、同一の日を取得日として取得請求がなされたC種種類株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭の支払いに劣後する（金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式は同順位。）。</p> 6. 金銭による取得条項 <p>2022年1月28日以降、大要、（ ）B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに（ ）B種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得可能。</p> 7. 残余財産の分配順位 <p>C種種類株式に対して劣後し、A種種類株式と同順位であり、普通株式に対して優先する。</p>
----------	--

（注1） 現物出資の対象となる財産（以下「現物出資財産」といいます。）の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが（会社法第284条第1項）、かかる検査役調査の例外の一つとして、行使された新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該新株予約権者が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされており（会社法第284条第9項第1号）。第12回新株予約権の行使により交付される株式は最大2,500株であり、当社発行済株式総数（本日現在の当社発行済株式総数142,768,294株）の10分の1を超えないことから、第12回新株予約権の行使における現物出資財産の価額について検査役調査は不要となります。

(注2) REVOLUTION株式(第12回新株予約権の現物出資財産)の発行会社であるREVOLUTION(東証2部上場、証券コード:8894)の概要は以下のとおりです。

(2020年10月31日現在)

名称	株式会社REVOLUTION		
所在地	山口県下関市細江町二丁目2番1号		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡本貴文		
事業内容	不動産分譲事業、不動産賃貸管理事業		
資本金	1,287,878千円(連結)		
設立年月日	1986年3月28日		
大株主及び持株比率 (1)	CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT(常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	29.88%	
	EVO FUND	25.72%	
	BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	4.12%	
	日本証券金融株式会社	2.51%	
	CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS - RESIDENT TOKYO(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.93%	
	MAJOR LERCH LP(常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	1.31%	
	FIDELITY CANADA CUSTODY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.67%	
	仲西智新	0.66%	
	JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.62%	
	TOMODACHI INVESTMENT LP(常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	0.54%	
当社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
最近3年間の経営成績及び財政状態(2) (単位:千円。特記しているものを除く。)			
決算期	2018年10月期	2019年10月期	2020年10月期(3)
純資産	71,197	930,286	1,406,035
総資産	1,821,039	1,840,931	1,994,814
1株当たり純資産(円)	0.97	4.90	4.78(個別)
売上高	863,189	827,971	763,453
営業利益又は 営業損失()	26,578	18,343	32,777
経常利益又は 経常損失()	4,640	16,863	37,676
当期純利益又は 当期純損失()	4,647	55,185	187,830
1株当たり純利益又は 純損失()(円)	0.06	0.43	0.81(個別)
1株当たり配当額(円)	-	-	-
<p>1 大株主及び持株比率の情報は2019年10月31日時点のものです。</p> <p>2 2018年10月期及び2019年10月期の決算情報は個別業績、2020年10月期の決算情報は連結業績であります。</p> <p>3 2020年10月期の決算情報は、2020年12月15日公表の2020年10月期決算短信[日本基準](連結)をもとに記載しております。</p>			

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定 先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) (2020年6月25日時点) 純資産：約33.6百万米ドル(約34.9億円、1米ドル=104円換算) (2020年12月15日時点) 払込資本金：1米ドル
	事業の内容	ファンド運用 金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	マイケル・ラーチ 100%
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	割当予定先は、当社普通株式9,854,455株及び第9回新株予約権500,000個(潜在株式数10,000,000株)を保有しています(2020年9月30日時点)。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2020年3月31日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundに対して、2016年12月に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行以降、複数回にわたりEVOLUTION FINANCIAL GROUP(Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、割当予定先等を含む、マイケル・ラーチ氏が出資しているグループ)を割当先とした資金調達を行ってまいりました。また、直近では、新株発行プログラムに基づき、2020年8月27日、2020年9月16日、2020年10月20日及び2020年11月9日の4回にわたって割当予定先に対して新株を発行いたしました。

上記のとおり、EVOLUTION FINANCIAL GROUPのファンドから、継続的に資金調達を実施しており、2020年7月31日の新株発行プログラムにかかる契約締結以降も、上述の過去案件のアレンジャーであったEVOLUTION JAPAN証券株式会社(以下「EVOLUTION JAPAN証券」といいます。)に対して、資金調達手法について相談しておりました。その結果、2020年10月下旬に、本新株予約権の発行による資金調達に関する提案を受け、同時に割当予定先の提案を受けました。かかる割当予定先については、上述のとおり当社の過去の資金調達に関する複数の実績をもつことから妥当であると判断し、2020年11月下旬より本格的に検討を開始し、割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるブライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は、以下のとおりです。なお、当社は、本有価証券届出書提出日付で、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行に関して臨時報告書を提出しています。

第10回新株予約権	普通株式	240,000,000株
第11回新株予約権	A種種類株式	2,500株
第12回新株予約権	B種種類株式	2,500株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、第10回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。また第11回新株予約権及び第12回新株予約権が行使された場合に取得するA種種類株式及びB種種類株式については原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、現時点で出口を想定することは難しいものの、債務超過を解消して以降、状況に応じて適宜、売却や償還請求等を検討することです。A種種類株式及びB種種類株式については、普通株式への転換が出来ず、市場性がないことから一般的に売却は困難であり、取得請求については、当社の分配可能額が限度となるものの、現在の当社の分配可能額はゼロであることから、発行後直ちに取得請求されることは想定しておりません。

また、本買取契約に基づき、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2020年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、第10回新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に第10回新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は第10回新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

また、第11回新株予約権及び第12回新株予約権については、前記のとおり発行数全てが行使されることを予定してはおりませんが、当社は、2020年11月26日に割当予定先より提出された大量保有報告書（変更報告書）により、割当予定先が154,803,527株のREVOLUTION株式を保有していることを確認しており、割当予定先が第12回新株予約権の全てを行使した場合の払込金額全額を上回る額の時価を有するREVOLUTION株式を保有していることを確認しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上で尚、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券により紹介された割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係の有無を、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目8番11号4階、代表取締役 羽田寿次）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、割当予定先等が反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東証に提出しております。

(7) 特定引受人に関する事項

本資金調達により発行される第10回新株予約権の目的である株式240,000,000株に係る議決権の数は2,400,000個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の最大69.63%を保有し得ることとなり、会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同各項及び会社法施行規則第55条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所 EVO FUND（エボ ファンド）c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands

(b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数 2020年9月30日時点の割当予定先の議決権数98,544個を基準とした場合、2,498,544個になります。

(c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数 2,400,000個

(d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数 2020年9月30日時点の総議決権数1,188,072個を基準とした場合、3,588,072個になります。

(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役の判断及びその理由 当社は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、本資金調達が、当社の遅延している営業債務の支払い原資となる予定であるとともに、債務超過解消のための一手段となり得るものであり、やむを得ないと判断しております。

(f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役の意見 当社監査役全員は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、本資金調達が、当社の遅延している営業債務の支払い原資となる予定であるとともに、債務超過解消のための一手段となり得るものであり、やむを得ないと判断している旨の意見を口頭で表明しております。

2【株券等の譲渡制限】

本買取契約に基づき、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は2020年3月末において債務超過となっており、かかる状況が2021年3月末まで続いた場合には、上場廃止となることを見込まれております。このため当社は、2020年6月5日に割当予定先、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited)、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co., Ltd)を割当先として当社に対する債権の現物出資(D E S)による新株発行を行うとともに、2020年7月31日に割当予定先との間で包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約を締結し、2020年8月27日、2020年9月16日、2020年10月20日及び2020年11月9日の4回にわたって新株を発行いたしました。これにより当社の財務体質は改善いたしましたが、当社株式の株価下落により新株発行プログラムによる資金調達額が当初の想定を下回る状況が続いており(過去4回の新株発行による調達額は、当初2,309,200,000円を想定していたところ、1,290,300,000円にとどまっております。)、このままでは2021年3月末までに債務超過が解消しない可能性が高まっております。

そのような中、2020年10月下旬に、2020年6月5日の新株発行及び新株発行プログラムにおいてアレンジャーを務めたEVOLUTION JAPAN証券から、1株当たりの行使価額を5円とする普通株式を目的とする新株予約権及び1株当たりの行使価額を1,000,000円とする種類株式を目的とする新株予約権の発行を組み合わせた本資金調達の提案を受け、割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、当社が現在最優先としている上場廃止を回避するための資本増強策として実現性が十分にあると判断したため、かかる提案を受け入れることを決定いたしました。当社は、割当予定先から、第10回新株予約権の行使価額5円は、現在の株価水準と比較すると大幅なディスカウントであるものの、当社の1株当たり純資産がマイナスであることなどに鑑み、割当予定先としては、本資金調達を引き受けるにあたり、1株当たりの行使価額5円が引き受けるに際しての上限の金額であるとの説明を受けております。

当社取締役会としても、現在の状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達することは難しいと判断しました。

第10回新株予約権の行使価額5円は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日(2020年12月15日)における当社普通株式の終値19円に対して、73.68%のディスカウントとなります。

なお、当該行使価額5円につきましては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2020年12月15日)までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値18円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対し72.22%のディスカウント(小数第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率について同様に計算しております。)、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値22円に対し77.27%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値34円に対し85.29%のディスカウントとなります。

当社は、第10回新株予約権の発行価額を1個当たり0.1円、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行価額を1個当たり1円として発行いたしますが、かかる発行価額にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断し、本臨時株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当増資に関する議案の承認(特別決議)を得ることいたしました。

当社は現在、債務超過及び営業債務の支払遅延の解消を早急に図る必要があり、大規模な資本増強が必要な状況にあります。過去、複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けていただける候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって、債務超過を解消し、また、遅延している営業債務の支払及び借入金の返済に資金を充当することで、当社の運営に寄与するものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第10回新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で240,000,000株（議決権ベースで2,400,000個）であり、第10回新株予約権の目的となる最大の株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動は原則としてありません。

なお、かかる最大の株式数は、2020年9月30日現在の当社発行済株式総数119,768,294株（議決権数1,188,072個）に対して200.39%（議決権ベースで202.01%）となります。また、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された当社普通株式46,000,000株（議決権460,000個）を第10回新株予約権の行使による最大交付株式数240,000,000株（議決権数2,400,000個）に合算した総株式数は286,000,000株（議決権数2,860,000個）であり、これは、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年8月27日の当社普通株式の発行の直前（2020年8月26日時点）の当社発行済株式総数である96,768,294株（議決権数958,072個）の295.55%（議決権総数に対し298.52%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東証の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

なお、第10回新株予約権の行使により新たに発行される予定の最大株式数と、直近6か月間の一日当たりの平均出来高3,594,059株と比較した場合、当該平均出来高は、当該最大交付株式数240,000,000株（潜在株式を含む。）の約1.50%程度であります。

第11回新株予約権の行使により新たに発行される予定のA種種類株式及び第12回新株予約権の行使により新たに発行される予定のB種種類株式には議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておりません。したがって、第11回新株予約権及び第12回新株予約権が行使されA種種類株式及びB種種類株式が発行されることにより、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはありません。

本資金調達によって、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様に不利益を与えることとなりますが、当社は、債務超過を解消するとともに遅延している営業債務の支払いのための一手段とするために、やむを得ないと判断しております。

また、割当予定先の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのこととです。割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

第10回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数240,000,000株に係る議決権数2,400,000個は、当社の総議決権数1,188,072個（2020年9月30日現在）に占める割合が202.01%となります。また、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された当社普通株式46,000,000株に係る議決権460,000個を第10回新株予約権の行使による最大交付株式数240,000,000株に係る議決権数2,400,000個に合算した議決権数は2,860,000個であり、これは、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年8月27日の当社普通株式の発行の直前（2020年8月26日時点）の総議決権数958,072個の298.52%（小数第3位を四捨五入）にあたります。

したがって、25%以上の希薄化が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町4番 1号)	0	0	240,000	66.89
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11 番1号)	8,433	7.10	8,433	2.35
堀場 弘道	愛知県日進市	1,920	1.62	1,920	0.54
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11 番1号)	1,421	1.20	1,421	0.40
GRANDSUN INTERNATIONAL TECHNOLOGY CO., LIMITED (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	UNITS 3306-12 33/F SHUI ON CENTRE NOS. 6-8 HARBOUR ROAD WANCHAI HK (東京都千代田区紀尾井町4番 1号)	1,200	1.01	1,200	0.33
中村 貴嗣	兵庫県三田市	945	0.80	945	0.26
寺岡 聖剛	東京都江東区	627	0.53	627	0.17
高橋 久	栃木県下都賀郡壬生町	600	0.51	600	0.17
今西 弘康	東京都三鷹市	590	0.50	590	0.16
MLI STOCK LOAN (常任代理人 BofA証券株式会 社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STRET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1丁目4 番1号)	575	0.48	575	0.16
計	-	16,313	13.73	256,313	71.43

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年9月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年9月30日現在の総議決権数1,188,072個に基づき、第10回新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する議決権数(2,400,000個)を加えた数で除して算出した数値となります。

3. 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。なお、2020年9月末においてBNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY名義及びBNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY名義で保有されている当社普通株式も割当予定先の保有株式であることを割当予定先から確認しており、これらの全てを合計した場合の「割当後の所有株式数」

（割当予定先が第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数）は249,854千株であり、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は69.63%となります。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(2) A種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町4番 1号)	-	-	2,500	-

(注) 1. A種種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

2. 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が第11回新株予約権の行使により取得する当社A種種類株式を全て保有した場合の数となります。

(3) B種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町4番 1号)	-	-	2,500	-

(注) 1. B種種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

2. 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が第12回新株予約権の行使により取得する当社B種種類株式を全て保有した場合の数となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本スキームによって増加する潜在株式数は、発行済株式数の約200.39%（議決権ベースで202.01%）であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなるため、東証の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続が必要になります。

- a. 経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- b. 株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認

当社取締役会は、今回の増資が発行済株式数の約200.39%（議決権ベースで202.01%）と大規模な希薄化が生じることなどから、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断しており、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本スキームは、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。このように本スキームは大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、東証の定める規則に従い、本臨時株主総会において、株主の皆様から意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本資金調達を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会でのご承認をいただくことを増資の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期、提出日2020年9月25日。有価証券報告書の訂正報告書を含みます。）及び四半期報告書（第11期第2四半期、提出日2020年11月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年12月16日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、_____ 罰で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日（2020年12月16日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(14) 株式価値の希薄化

当社の発行済株式総数は、2020年3月31日時点で、274,331,671株でしたが、2020年7月22日を効力発生日として当社の普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施したため、2020年7月21日現在の株主名簿を基準として当該株式併合を考慮した後の当社の発行済株式総数は96,768,294株であり、また、当該株式併合の効力発生に伴う調整を考慮すると、2020年9月25日時点で、第9回新株予約権の潜在株式は10,000,000株であります。なお、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債は、2020年3月2日付で全て転換が完了しており、第8回新株予約権につきましては、残存する新株予約権の全部を2020年6月4日付で取得及び消却しましたので、潜在株式はありません。

当社は、2020年7月31日付の取締役会において、株式発行プログラムに基づき第三者割当により新株式を発行することを決議いたしました。当該株式発行プログラムに基づき新たに発行される新株式は最大92,000,000株であり、当社の2020年7月21日現在の発行済株式総数（上記株式併合の考慮後）の95.07%を占めており、当社の1株当たりの株式価値の希薄化が生じることとなりましたが、2020年11月24日に第5回新株式（11,500,000株）の発行及び2020年12月14日に第6回から第8回新株式（各11,500,000株）の発行について取締役会決議においてそれぞれ中止することを決議いたしましたので、当初予定の株式価値の希薄化の一部は発生しないこととなりました。

しかしながら、当社は2020年12月16日付の取締役会において、第10回新株予約権の発行について決議しております。第10回新株予約権の行使により発行される最大の株式数は、2020年9月30日現在の当社発行済株式総数119,768,294株（議決権数1,188,072個）に対して200.39%（議決権ベースで202.01%）となります。また、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された当社普通株式46,000,000株（議決権460,000個）を第10回新株予約権の行使による最大交付株式数240,000,000株（議決権数2,400,000個）に合算した総株式数は286,000,000株（議決権数2,860,000個）であり、これは、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年8月27日の当社普通株式の発行の直前（2020年8月26日時点）の当社発行済株式総数である96,768,294株（議決権数958,072個）の295.55%（議決権総数に対し298.52%）（小数第3位を四捨五入）にあたることから、第10回新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

（中略）

(16) 株価の低迷による影響

当社が2020年7月31日付の取締役会において決議した、株式発行プログラムに基づく第三者割当による新株式の発行は、その第1回の払込日を2020年8月27日、その最後（第8回）の払込日を2021年2月9日にそれぞれ予定しており、その間8回に分けて当社普通株式が発行されることになり、その都度、希薄化により、長期間にわたって当社株価が低迷する可能性がありました。実際のところ、第1回、第2回、第3回及び第4回の払い込みについては2020年8月27日、2020年9月16日、2020年10月20日及び2020年11月9日にそれぞれ完了して

おりますが、株価は徐々に低下し、発行価額も当初の見込額より下がっております。また、当社は第9回新株予約権を2020年1月17日に発行しておりますが、上記のような当社株価の低迷可能性に加え、上記「(15) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響」に記載した新型コロナウイルス感染症の流行の株式市場への影響を受けて当社株価が低迷することで、新株予約権の行使価額を下回って推移するなどの事態が長期化して、当社が発行する新株予約権の行使が当社の想定どおりには進んでおりません。

上記の株式発行プログラムに基づく第三者割当により発行される新株式の発行価額が想定より低くなることにより、計画していた資金調達に時間を要することや、予定していた金額を調達できなくなります。その結果として、資金調達計画及び事業計画に支障を来し、当社グループの経営成績及び事業展開に重大な影響を与える可能性もありましたが、2020年11月24日に第5回新株式(11,500,000株)の発行及び2020年12月14日に第6回乃至第8回新株式(各11,500,000株)の発行について取締役会決議においてそれぞれ中止することとし、さらには12月16日付取締役会において新たに第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行を決議しております。第10回新株予約権について、その当初行使価額は5円ですが、株価の低迷により、行使が当社の想定どおりに進まない可能性があります。また、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使により交付される株式は、種類株式であるため、行使に際し、当社普通株式の株価の影響を直接には受けるものではありませんが、株価の低迷に伴う影響を受け、行使が当社の想定どおりに進まない可能性があります。

(17) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2013年度より経常損失が継続しており、当第2四半期連結累計期間においても2,330百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が当第2四半期連結会計期間末現在で5,841百万円(前連結会計年度末6,468百万円)存在していることに加え、当第2四半期連結会計期間末において2,381百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第8回新株予約権(行使価額修正条項付)並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」及び2020年6月5日付「第三者割当による新株式の発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の払込完了、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」、さらに2020年7月31日付「包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約締結及び第三者割当による新株式発行、並びに主要株主である筆頭株主の異動(予定)に関するお知らせ」のとおり、大規模なエクイティファイナンスによる資金調達計画を実行することにより、営業債務の支払い遅延についての解消を目指してまいりました。

このような取り組みにより、当第2四半期連結会計期間末における営業債務の支払い遅延額は前連結会計年度末に対し626百万円減少するとともに、債務超過額も前連結会計年度末に対して974百万円改善しました。しかしながら、営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請されており、生産を縮小・停止をせざるを得ない状況に陥ったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により生産及び販売活動が限定され、十分な経常収入が得られなかったこと、さらには株式市場における株価の低迷に伴い、新株予約権や新株発行により調達する金額が計画を大きく下回ったことから、依然として債務超過の状況が継続しております。

なお、仕入取引先や借入先より、支払遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するように強く求められ、取引条件等について変更を余儀なくされる場合もありますが、当社の資金調達計画と債務や借入の返済計画を丁寧に説明の上、概ねご理解をいただき、引き続きご支援をいただいております。

このような大規模なエクイティファイナンスによる資金調達計画に加え、今後当社グループの経営成績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、2020年7月31日付「グループ再編(子会社との吸収合併及び会社分割(新設分割)による子会社設立)及び定款の一部変更(商号変更他)に関するお知らせ」のとおり、これまでのホームAV事業売却の方針を変更いたしました。この方針変更は、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、固定費の削減が実現し利益を確保できる体制が整ったホームAV事業を中核事業化することにより経営成績の早期回復を実現する一方で、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達や株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたしました。

このような方針変更に従い、ホームAV事業を中核とした改善施策を遂行することで、各事業の収益性の改善を図り、事業の拡大や企業価値の向上を図ってまいりましたが、全8回の新株発行プログラムにより調達する合計約4,618百万円の資金を遅延している営業債務の支払い及び借入金の弁済に充てる計画において、当社の株価低迷から2020年11月9日の第4回割当まで新株発行を実施したものの調達額は約1,290百万

円にとどまっております。このままでは、取引先に対する営業債務の支払い遅延及び債務超過の解消は困難な状況となってきております。そのため、第5回乃至第8回割当については中止とし、新たに第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行について2020年12月16日付の当社取締役会において決議いたしました。

第10回、第11回及び第12回新株予約権の発行並びにその行使による資金調達、直ちに営業債務の支払い遅延が解消するものではないものの、2021年3月31日までに債務超過を解消するために不可欠な純資産の増強に資するものであり、債務超過が解消され、財務状況が改善すれば、より事業運営も正常化し、営業債務の支払い遅延に回せる経常収支の増加も見込まれるため、将来的に各事業の収益性を改善し、事業の拡大や企業価値の向上を図る上で欠かせない基盤を作る施策であります。当社は、債務超過解消後においても引き続きホームAV事業を中核に業績の改善を図ってまいります。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第10期有価証券報告書の提出日（2020年9月25日）以降、本有価証券届出書提出日（2020年12月16日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2020年9月25日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2020年9月25日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

受取配当金の計上

当社が株式を保有する関連会社より、配当金を受領いたしました。

受取保険金の計上

2019年9月5日に、当社グループの事業所にて発生した火災被害により、損害を受けた建物等固定資産に係る保険金を受領いたしました。

為替差益の計上

為替相場の変動により為替差益を計上いたしました。

持分法による投資損失の計上

当社の持分法適用会社の業績悪化に伴い、持分法による投資損失を計上いたしました。

事業構造改善費用の計上

当社の連結子会社である安橋（上海）商贸有限公司における事業構造改革等により、事業構造改善費用を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2021年3月期第1四半期連結決算において、下記のとおり計上いたしました。

受取配当金（営業外収益）	6百万円
受取保険金（営業外収益）	17百万円
為替差益（営業外収益）	24百万円
持分法による投資損失（営業外費用）	178百万円
事業構造改善費用（特別損失）	41百万円

（2020年9月28日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

2020年9月25日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該臨時株主総会が開催された年月日

2020年9月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 現行定款第1条（商号）につきまして、オンキヨー株式会社からオンキヨーホームエンターテイメント株式会社に変更するものであります。
- (2) 現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条（発行可能株式総数）につきまして、現行の21,600万株から31,000万株に変更するものであります。

第2号議案 吸収合併契約承認の件

2020年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるオンキヨー&パイオニア株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約について、ご承認をお願いするものであります。

第3号議案 新設分割計画承認の件

OEM事業をオンキヨーサウンド株式会社に、AI、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業はオンキヨー株式会社に、それぞれ承継させることとし、事業戦略をより推進できる体制を構築することを目的とする新設分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決するための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	422,066	26,330		（注）	可決 94.12%
第2号議案	423,915	24,481		（注）	可決 94.54%
第3号議案	419,641	28,750		（注）	可決 93.58%

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部株主からの各議案の賛否について確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2020年10月9日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	155,230個	13.07%
異動後	113,211個	9.53%

(注) 1. 異動前の所有議決権の数は、2020年10月6日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.37」における2020年9月29日時点の保有株券の数を基準として算出しております。異動後の所有議決権の数は、2020年10月7日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.38」における2020年9月30日時点の保有株券の数を基準としております。

2. 総株主等の議決権の算出は、2020年8月6日現在の当社株式名簿に記載の、総議決権数957,820個に、2020年8月27日の新株式発行による議決権数115,000個の増加及び2020年9月16日の新株式発行による議決権数115,000個の増加を考慮しており、総株主等の議決権に対する割合の算出は、小数点以下第3位を四捨五入しております。なお、2020年10月9日現在、EVO FUNDは、第9回新株予約権500,000個（潜在株式数10,000,000株）を保有しておりますが、上表において当該潜在株式数は考慮しておりません。

(3) 当該異動の年月日

2020年9月30日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 9,834,910,556円

発行済株式総数 普通株式 119,768,294株

（2020年10月21日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	79,607個	6.70%
異動後	194,607個	14.93%

(注) 1. 異動前の所有議決権の数は、2020年10月14日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.40」における2020年10月7日時点の保有株券の数を基準として算出しております。異動後の所有議決権の数は、2020年10月14日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.40」における2020年10月7日時点の保有株券の数を基準に2020年10月20日の新株式発行による議決権数115,000個の増加を考慮して算出しております。

2. 異動前の総株主等の議決権の算出は、2020年9月30日現在の当社株式名簿に記載の総議決権数1,188,072個を基準として行っております。異動後の総株主等の議決権の算出は、2020年9月30日現在の当社株式名簿に記載の総議決権数1,188,072個に、2020年10月20日の新株式発行による議決権数115,000個の増加を考慮しており、総株主等の議決権に対する割合の算出は、小数点以下第3位を四捨五入しております。なお、2020年10月14日現在、EVO FUNDは、第9回新株予約権500,000個（潜在株式数10,000,000株）を保有しておりますが、上表において当該潜在株式数は考慮しておりません。

(3) 当該異動の年月日

2020年10月20日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 9,956,810,556円

発行済株式総数 普通株式 131,268,294株

（2020年11月4日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	157,205個	12.06%
異動後	126,005個	9.67%

(注) 1. 異動前の所有議決権の数は、2020年10月27日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.41」における2020年10月20日時点の保有株券の数を基準としております。異動後の所有議決権の数は、2020年10月28日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.42」における2020年10月21日時点の保有株券の数を基準としております。

2. 異動前の総株主等の議決権の算出は、2020年9月30日現在の当社株式名簿に記載の総議決権数1,188,072個に、2020年10月20日の新株式発行による議決権数115,000個の増加を考慮しております。なお、2020年10月21日現在、EVO FUNDは、第9回新株予約権500,000個（潜在株式数10,000,000株）を保有しておりますが、上表において当該潜在株式数は考慮しておりません。

(3) 当該異動の年月日

2020年10月21日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 9,956,810,556円

発行済株式総数 普通株式 131,268,294株

（2020年11月10日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	88,149個	6.76%
異動後	203,149個	14.33%

(注) 1．異動前の所有議決権の数は、2020年11月2日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.44」における2020年10月26日時点の保有株券の数を基準として算出しております。異動後の所有議決権の数は、2020年11月2日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.44」における2020年10月26日時点の保有株券の数に2020年11月9日の新株式発行による議決権数115,000個の増加を考慮して算出しております。

2．異動前の総株主等の議決権の算出は、2020年9月30日現在の当社株式名簿に記載の総議決権数1,188,072個に、2020年10月20日の新株式発行による議決権数115,000個の増加を考慮しております。異動後の総株主等の議決権の算出は、2020年9月30日現在の当社株式名簿に記載の総議決権数1,188,072個に、2020年10月20日の新株式発行による議決権数115,000個の増加及び2020年11月9日の新株式発行による議決権数115,000個の増加を考慮しております。なお、2020年11月2日現在、EVO FUNDは、第9回新株予約権500,000個（潜在株式数10,000,000株）を保有しておりますが、上表において当該潜在株式数は考慮しておりません。

(3) 当該異動の年月日

2020年11月9日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 10,061,460,556円
発行済株式総数 普通株式 142,768,294株

（2020年11月13日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2020年11月13日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社の持分法適用会社の業績悪化に伴い、持分法による投資損失を営業外費用として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2021年3月期第1四半期連結決算において、当社グループは、持分法による投資損失を178百万円計上いたしました。2021年3月期第2四半期連結決算において持分法による投資損失24百万円を営業外損失として追加計上いたしました。

なお、2021年3月期第2四半期連結累計期間における持分法による投資損失は202百万円となりました。

（2020年11月30日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの EVO FUND

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの EVO FUND

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	146,349個	10.32%
異動後	116,394個	8.21%

(注) 1．異動前の所有議決権の数は、2020年11月26日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.48」における2020年11月18日時点の保有株券の数に2020年11月18日の処分数を考慮しております。異動後の所有議決権の数は、2020年11月26日付でEVO FUNDが提出をしている「変更報告書No.48」における2020年11月18日時点の保有株券の数を基準としております。

2．総株主等の議決権の算出は、2020年9月30日現在の当社株式名簿に記載の総議決権数1,188,072個に、2020年10月20日の新株式発行による議決権数115,000個の増加及び2020年11月9日の新株式発行による議決権数115,000個の増加を考慮しております。なお、2020年11月26日現在、EVO FUNDは、第9回新株予約権500,000個（潜在株式数10,000,000株）を保有しておりますが、上表において当該潜在株式数は考慮しておりません。

(3) 当該異動の年月日

2020年11月18日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 10,061,460,556円
発行済株式総数 普通株式 142,768,294株

（2020年12月15日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社の海外連結子会社であるPioneer & Onkyo Europe GmbH（以下「POE」といいます。）は、BC DIFFUSION S.A.S.より、ドイツにおいて訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : Pioneer & Onkyo Europe GmbH
住所 : Gutenbergstraße3、D-82178 Puchheim、Germany
代表者の氏名 : Managing Director Michael Maurits Gregor van Velzen

(2) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

裁判所 : ドイツ ミュンヘン地方裁判所
訴訟提起日 : 2020年12月7日（ドイツ現地時間）

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : BC DIFFUSION S.A.S.
住所 : 14 Avenue de l'Europe、F-77660 Bussy-Saint-Georges、France
代表者の氏名 : Jacques Vincent

(4) 当該訴訟の内容及び請求金額

当社の海外子会社であるPOEは、2018年10月にAqipa GmbHへその事業を譲渡するまで、欧州地域における当社製品の販売事業を行っていましたが、原告から、同社との2017年の販売契約終了に伴う補償の支払(20千ユーロ(約2,530千円))を求めて訴訟を提起されました。当社といたしましては、原告の主張は理由のないものとして争っていく予定です。

(5) 今後の対応

当社は、POEの代理人としてドイツの法律事務所にも所属する弁護士を代理人に選定し、対応してまいります。なお、本件訴訟による当社連結業績への影響は、現時点では不明です。

(2020年12月16日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2020年12月16日付の取締役会において、EVO FUND(Cayman Islands、代表者:マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム、以下「割当予定先」といいます。)に対して、第三者割当の方法により第10回新株予約権(以下「第10回新株予約権」といいます。)、第11回新株予約権(以下「第11回新株予約権」といいます。)及び第12回新株予約権(以下「第12回新株予約権」といいます。、第10回新株予約権及び第11回新株予約権と併せて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)を発行すること(以下「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)を決議いたしました。第11回新株予約権及び第12回新株予約権は募集によらないで取得されますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお、本資金調達は、2021年1月27日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行(本新株予約権の払込金額がこれを引き受ける者に特に有利な金額であることをいいます。)が承認されることを条件としています。

2. 報告内容

(1) 有価証券の種類及び銘柄

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第11回新株予約権及びオンキヨーホームエンターテイメント株式会社第12回新株予約権

(2) 本新株予約権に関する事項

() 発行数

第11回新株予約権 2,500個

第12回新株予約権 2,500個

() 発行価格

第11回新株予約権 1個当たり1円(本新株予約権の目的である株式1株当たり1円)

第12回新株予約権 1個当たり1円(本新株予約権の目的である株式1株当たり1円)

() 発行価額の総額

5,000円

<内訳>

第11回新株予約権 2,500円

第12回新株予約権 2,500円

() 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

第11回新株予約権

イ 第11回新株予約権の目的である株式の種類はA種種類株式とします。

ロ A種種類株式の概要は以下のとおりです。

1. 優先配当の額

大要、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に日本円TIBOR(6か月物)に2.5%を加えた率として算定される率を年率として、当該年率を乗じて算出した額について、配当基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算した額。なお優先配当については非参加条項及び累積条項が定められている。配当の優先順位は、C種種類株式に係る配当を第1順位、A種種類株式及びB種種類株式に係る配当を第2順位(A種種類株式及びB種種類株式の間では同順位とする。)、普通株式に係る配当を第3順位とする。

2. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

3. 普通株式を対価とする取得請求権

なし。

4. 金銭を対価とする取得請求権

2021年1月28日以降、大要、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに(ii) A種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得請求可能。金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の支払いは、同一の日を取得日として取得請求がなされたC種種類株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭の支払いに劣後する（金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式（以下に定義する。）を対価とする取得請求がなされたB種種類株式は同順位。）。

5. 金銭による取得条項

2022年1月28日以降、大要、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに(ii) A種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得可能

6. 残余財産の分配順位

C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式及びB種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位（A種種類株式及びB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

八 第11回新株予約権の目的である株式の総数は2,500株（第11回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「第11回割当株式数」といいます。）は1株）とします。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとします。

第12回新株予約権

イ 第12回新株予約権の目的である株式の種類はB種種類株式とします。

ロ B種種類株式の概要は以下のとおりです。

1. 優先配当の額

大要、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に日本円TIBOR（6か月物）に2.5%を加えた率として算定される率を年率として、当該年率を乗じて算出した額について、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算した額。なお優先配当については非参加条項及び累積条項が定められている。配当の優先順位は、C種種類株式に係る配当を第1順位、A種種類株式及びB種種類株式に係る配当を第2順位（A種種類株式及びB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る配当を第3順位とする。

2. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

3. 普通株式を対価とする取得請求権

なし。

4. 金銭を対価とする取得請求権

2021年1月28日以降、大要、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに(ii) B種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得請求可能。金銭を対価とする取得請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の支払いは、同一の日を取得日として取得請求がなされたC種種類株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭の支払いに劣後する（金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式は同順位。）。

5. REVOLUTION株式を対価とする取得請求権

2021年1月28日以降、大要、当会社が交付する株式会社REVOLUTION（山口県下関市細江町二丁目2番1号原弘産ビル4F、代表取締役：岡本貴文。）が発行する普通株式（証券コード：8894。以下「REVOLUTION株式」という。）の時価の合計額（以下「現物交付上場株価額」という。）が、償還請求に係るB種種類株式の数に(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに(ii) B種種類株式1株当たりの累積未払配当金の合計額を乗じて得られる額（以下「現物償還交付額」という。）以下で最大となるようなREVOLUTION株式及び現物償還交付額と現物交付上場株価額の差額に相当する金銭にて、取得請求可能。REVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる

REVOLUTION株式及び金銭の交付は、同一の日を取得日として取得請求がなされたC種種類株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭の支払いに劣後する（金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式は同順位。）。

6. 金銭による取得条項

2022年1月28日以降、大要、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに(ii) B種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得可能

7. 残余財産の分配順位

C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式及びB種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位（A種種類株式及びB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

八 第12回新株予約権の目的である株式の総数は2,500株（第12回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「第12回割当株式数」といいます。）は1株）とします。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとします。

（ ）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

イ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第11回新株予約権

(イ) 各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第11回行使価額（以下に定義します。）に第11回割当株式数を乗じた額とします。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。

(ロ) 第11回新株予約権の行使により当社が当社A種種類株式を交付（当社A種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社A種種類株式を処分することをいう。以下同じです。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「第11回行使価額」といいます。）は、1,000,000円とします。

(ハ) 全ての第11回新株予約権が行使された場合の払込金額の総額は、2,500,000,000円（注）です。

（注）当初行使価額で全ての第11回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第11回行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第11回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

第12回新株予約権

(イ) 各第12回新株予約権の行使に際して出資される財産は、同時に行使された第12回新株予約権の個数に行使価額を乗じて算出された額（1円未満の端数切上げ）を上回る時価を有する第12回新株予約権の新株予約権者（以下「第12回新株予約権者」という。）の保有するREVOLUTION株式とします。

上記において「時価」とは、出資されるREVOLUTION株式の株式数に第12回新株予約権の行使請求の効力が生じる日の株式会社東京証券取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じて算出される額をいいます。

(ロ) 第12回新株予約権の行使により当社がB種種類株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「第12回行使価額」といいます。）は、1,000,000円とします。

(ハ) 全ての第12回新株予約権が行使された場合の払込金額の総額は、2,500,000,000円（注）です。

（注）当初行使価額で全ての第12回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第12回新株予約権の発行に際して出資される財産は、REVOLUTION株式を対象とする現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。第12回行使価額が調整された場合には、払込金額の総額は増加又は減少する可能性があります。また、第12回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額は減少します。

ロ 行使価額の調整

(イ) 次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行います。

資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他、第11回新株予約権についてはA種種類株式、第12回新株予約権についてはB種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) 行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行いません。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価

額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。

- (八) 行使価額の調整については、円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入します。
- (二) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知します。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行います。

() 新株予約権の行使期間

2021年1月29日（当日を含む。）から2023年1月28日（当日を含む。）までとします。

() 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできません。

() 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により当社の普通株式、A種種類株式又はB種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

() 新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項はありません。なお、本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。

(3) 発行方法

第三者割当の方法により発行いたします。なお、割当予定先に割り当てる本新株予約権の数は、後記(11)a(c)記載のとおりであります。

(4) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 手取金の総額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,700,245,000	56,000,000	3,644,245,000

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

第10回新株予約権の払込金額の総額	240,000円
第11回新株予約権の払込金額の総額	2,500円
第12回新株予約権の払込金額の総額	2,500円
第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	1,200,000,000円
第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	2,500,000,000円

2. 第12回新株予約権の行使はREVOLUTION株式の現物出資により行われるため、行使により払い込まれる金銭はありません。
3. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、本臨時株主総会開催関係費用及び信託銀行費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 第10回新株予約権又は第11回新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。なお、本新株予約権は行使コミットメント条項がない新株予約権であることから、全額行使は保証されておりません。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

() 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は第10回新株予約権及び第11回新株予約権が全額、現金により行使されたと仮定した場合にのみ、合計約3,644百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な用途については、次のとおり予定しています。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
借入金弁済	400	2021年1月～ 2021年3月
運転資金	744	2021年1月～ 2021年5月
遅延している営業債務の支払い	3,244	2021年1月～ 2021年5月

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

借入金の弁済

当社は、第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を用いて、まず優先的に2020年12月16日以降同月中に実施する予定の本件借入れに基づく借入金400百万円の弁済を行う予定です。

運転資金

当社は、支払期限が到来していない営業債務並びに販売費及び一般管理費の支払いに、上記の借入金の弁済に充当されなかった第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を充てる予定です。当社の現状として、2020年9月末時点における営業債務の支払い遅延が5,841百万円になっている状況ではありますが、事業運営に不可欠な通常の営業債務並びに販売費や一般管理費についてもその支払期日によっては、支払いが困難となる可能性もあるため、当該資金はそれらの運転資金に優先的に充当し、一方で、経常収入によって得られる資金については、運転資金に充当しつつ余剰分を下記に遅延している営業債務の支払いに充てることを予定しております。

遅延している営業債務の支払い

当社は、2020年9月末時点における営業債務の支払い遅延が5,841百万円になっている状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産及び販売活動が限定的になっている状況のため、当初計画をしていた経常収入を得られない状況となっております。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するように強く求められ、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が大きくなりつつあり、これ以上の支払い遅延が続く場合、通常の事業活動が成り立たない状況が差し迫っております。

このような状況を踏まえ、上記に記載のとおり経常収入からの支払いを行うことに加え、仮に第11回新株予約権が行使された場合には、当該行使によって得られた本件取組みで得る資金を用いた支払計画を各取引先へ提供し、営業債務の支払いを段階的かつ着実に行うことにより、停止している製品供給等を再開し、早急な事業活動の立て直し、正常化を図ります。

第12回新株予約権の行使は割当予定先が保有するREVOLUTION株式の現物出資により行われる予定であるため、行使により払い込まれる金銭はありません。なお、第12回新株予約権の現物出資財産として予定しているREVOLUTION株式については、割当予定先との間で締結する本買取契約において、割当予定先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを合意する予定であるため、原則、継続して保有する予定となります。事前の承諾を出す時期等については、割当予定先から、「現時点では、具体的に想定している時期はないものの、債務超過解消を達成以降、当社の状況等を見て判断する」と聞いております。

第11回新株予約権は、第10回新株予約権及び第12回新株予約権の行使によって債務超過が解消できる場合には、金銭の払込みによる行使は想定されておりません。

度重なるエクイティ・ファイナンスに加え、大規模な希薄化を生じさせる本資金調達が既存株主の皆様と与える影響が相当なものとなることは重々理解しているものの、それでもなお、債務超過解消により上場廃止を回避し、当社の事業活動を継続していくためには本資金調達による資金調達が不可欠であり、事業活動を立て直し上場会社として存続し続けることがなによりも株主の皆様利益に資することであると判断から、本資金調達を実施することといたしました。なお、当社は、2020年7月31日に割当予定先との間で締結した包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約（以下「新株発行プログラム」といいます。）により約1,290百万円の資金調達を行っておりますが、本資金調達同様に借入金の弁済200百万円以外は遅延している営業債務の支払いに充当しております。

以上の施策を目的として、当社は2020年12月16日付の当社取締役会において、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

- (5) 新規発行年月日
2021年1月28日

- (6) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項はありません。

- (7) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項
該当事項はありません。

- (8) 募集を行う地域に準ずる事項
日本国内

- (9) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限
該当事項はありません。

- (10) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社間の取決めの内容
該当事項はありません。

なお、割当予定先の当社の普通株式、A種種類株式又はB種種類株式の保有方針については、下記(11)a(d)をご参照ください。

(11) 第三者割当の場合の特記事項

a 割当予定先の状況

(a) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a . 割当予定先の概要 (特記する事項を除き、2020年3月31日現在)	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりであります。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	議 決 権 : 100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) (2020年6月25日時点) 純資産: 約33.6百万米ドル (約34.9億円、1米ドル=104円換算) (2020年12月15日時点) 払込資本金: 1米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	払込資本金: マイケル・ラーチ 約50% EVOLUTION JAPAN株式会社 約50% (上記合計は100%であり、EVOLUTION JAPAN株式会社の最終受益者はマイケル・ラーチ100%です。) 純資産: 自己資本 100%
b . 提出者と割当予定先との関係 (特記する事項を除き、2020年3月31日現在)	出資関係	割 当 予 定 先 は、 当 社 普 通 株 式 9,854,455株及び第9回新株予約権500,000個(潜在株式数10,000,000株)を保有しています(2020年9月30日時点)。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(b) 割当予定先の選定理由

当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundに対して、2016年12月に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行以降、複数回にわたりEVOLUTION FINANCIAL GROUP (Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、割当予定先等を含む、マイケル・ラーチ氏が出資しているグループ)を割当先とした資金調達を行ってまいりました。また、直近では、新株発行プログラムに基づき、2020年8月27日、2020年9月16日、2020年10月20日及び2020年11月9日の4回にわたって割当予定先に対して新株を発行いたしました。

上記のとおり、EVOLUTION FINANCIAL GROUPのファンドから、継続的に資金調達を実施しており、2020年7月31日の新株発行プログラムにかかる契約締結以降も、上述の過去案件のアレンジャーであったEVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下「EVOLUTION JAPAN証券」といいます。）に対して、資金調達手法について相談してまいりました。その結果、2020年10月下旬に、本新株予約権の発行による資金調達に関する提案を受け、同時に割当予定先の提案を受けました。かかる割当予定先については、上述のとおり当社の過去の資金調達に関する複数の実績をもつことから妥当であると判断し、2020年11月下旬より本格的に検討を開始し、割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 宮下 和子）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(c) 割り当てようとする株式の数

当社が、割当予定先に割り当てる予定の第11回新株予約権は2,500個、その目的であるA種種類株式の数は2,500株、第12回新株予約権は2,500個、その目的であるB種種類株式の数は2,500株です。

(d) 株券等の保有方針

第11回新株予約権及び第12回新株予約権が行使された場合に取得するA種種類株式及びB種種類株式については、割当予定先であるEVO FUNDは純投資を目的としているため、原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、現時点で出口を想定することは難しいものの、債務超過を解消して以降、状況に応じて適宜、売却や償還請求等を検討することです。A種種類株式及びB種種類株式については、普通株式への転換が出来ず、市場性がないことから一般的に売却は困難であり、取得請求については、当社の分配可能額が限度となるものの、現在の当社の分配可能額はゼロであることから、発行後直ちに取得請求されることは想定しておりません。

また、本買取契約に基づき、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。

(e) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2020年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日にお

いて本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、第11回新株予約権及び第12回新株予約権については、前記のとおり発行数全てが行使されることを予定しておりませんが、当社は、2020年11月26日に割当予定先より提出された大量保有報告書(変更報告書)により、割当予定先が154,803,527株のREVOLUTION株式を保有していることを確認しており、割当予定先が第12回新株予約権の全てを行使した場合の払込金額全額を上回る額の時価を有するREVOLUTION株式を保有していることを確認しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上で尚、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(f) 割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券により紹介された割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号4階、代表取締役 羽田寿次)に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、割当予定先等が反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東証に提出しております。

b 株券等の譲渡制限

第11回新株予約権及び第12回新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の譲渡の際に当社の取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

c 発行条件に関する事項

(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は2020年3月末において債務超過となっており、かかる状況が2021年3月末まで続いた場合には、上場廃止となることを見込まれております。このため当社は、2020年6月5日に割当予定先、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co., Limited)、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co., Ltd)を割当先として当社に対する債権の現物出資(DES)による新株発行を行うとともに、2020年7月31日に割当予定先との間で新株発行プログラムを締結し、2020年8月27日、2020年9月16日、2020年10月20日及び2020年11月9日の4回にわたって新株を発行いたしました。これにより当社の財務体質は改善いたしましたが、当社株式の株価下落により新株発行プログラムによる資金調達の額が当初の想定を下回る状況が続いており(過去4回の新株発行による調達額は、当初2,309,200,000円を想定していたところ、1,290,300,000円にとどまっております。)、このままでは2021年3月末までに債務超過が解消しない可能性が高まっております。

そのような中、2020年10月下旬に、2020年6月5日の新株発行及び新株発行プログラムにおいてアレンジャーを務めたEVOLUTION JAPAN証券から、1株当たりの行使価額を5円とする普通株式を目的とする新株予約権及び1株当たりの行使価額を1,000,000円とする種類株式を目的とする新株予約権の発行を組み合わせた本資金調達の提案を受け、割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、当社が現在最優先としている上場廃止を回避するための資本増強策として実現性が十分であると判断したため、かかる提案を受け入れることを決定いたしました。当社は、割当予定先から、第10回新株予約権の行使価額5円は、現在の株価水準と比較すると大幅

なディスカウントであるものの、当社の1株当たり純資産がマイナスであることなどに鑑み、割当予定先としては、本資金調達を引き受けるにあたり、1株当たりの行使価額5円が引き受けるに際しての上限の金額であるとの説明を受けております。

当社取締役会としても、現在の状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達することは難しいと判断しました。

当社は現在、債務超過及び営業債務の支払遅延の解消を早急に図る必要があり、大規模な資本増強が必要な状況にあります。過去、複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けていただける候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって、債務超過を解消し、また、遅延している営業債務の支払及び借入金の返済に資金を充当することで、当社の運営に寄与するものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

当社といたしましては、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断し、本臨時株主総会にて株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第10回新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で240,000,000株(議決権ベースで2,400,000個)であり、第10回新株予約権の目的となる最大の株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動は原則としてありません。

なお、かかる最大の株式数は、2020年9月30日現在の当社発行済株式総数119,768,294株(議決権数1,188,072個)に対して200.39%(議決権ベースで202.01%)となります。また、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された当社普通株式46,000,000株(議決権460,000個)を第10回新株予約権の行使による最大交付株式数240,000,000株(議決権数2,400,000個)に合算した総株式数は286,000,000株(議決権数2,860,000個)であり、これは、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年8月27日の当社普通株式の発行の直前(2020年8月26日時点)の当社発行済株式総数である96,768,294株(議決権数958,072個)の295.55%(議決権総数に対し298.52%)(小数第3位を四捨五入)にあたります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて株主の皆様の意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

なお、第10回新株予約権の行使により新たに発行される予定の最大株式数と、直近6か月間の一日当たりの平均出来高3,594,059株と比較した場合、当該平均出来高は、当該最大交付株式数240,000,000株(潜在株式を含む。)の約1.50%程度であります。

第11回新株予約権の行使により新たに発行される予定のA種種類株式及び第12回新株予約権の行使により新たに発行される予定のB種種類株式には議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておりません。したがって、第11回新株予約権及び第12回新株予約権が行使されA種種類株式及びB種種類株式が発行されることにより、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはありません。

本資金調達によって、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、当社は、債務超過を解消するとともに遅延している営業債務の支払いのための一手段とするために、やむを得ないと判断しております。

また、割当予定先の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのこと。割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

d 大規模な第三者割当に関する事項

第10回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数240,000,000株に係る議決権数2,400,000個は、当社の総議決権数1,188,072個(2020年9月30日現在)に占める割合が202.01%となります。また、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された当社普通株式46,000,000株に係る議決権460,000個を第10回新株予約権の行使による最大交付株式数240,000,000株に係る議決権数2,400,000個に合算した議決権数は2,860,000個であり、これは、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年8月27日の当社普通株式の発行の直前(2020年8月26日時点)の総議決権数958,072個の298.52%(小数第3位を四捨五入)にあたります。

したがって、25%以上の希薄化が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

e 第三者割当後の大株主の状況

(1) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9005 Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4番1号)	0	0	240,000	66.89
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋 3丁目11番1号)	8,433	7.10	8,433	2.35
堀場 弘道	愛知県日進市	1,920	1.62	1,920	0.54
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋 3丁目11番1号)	1,421	1.20	1,421	0.4
GRANDSUN INTERNATIONAL TECHNOLOGY CO., LIMITED (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	UNITS 3306-12 33/F SHUI ON CENTRE NOS. 6-8 HARBOUR ROAD WANCHAI HK (東京都千代田区紀尾 井町4番1号)	1,200	1.01	1,200	0.33
中村 貴嗣	兵庫県三田市	945	0.80	945	0.26
寺岡 聖剛	東京都江東区	627	0.53	627	0.17
高橋 久	栃木県下都賀郡壬生町	600	0.51	600	0.17
今西 弘康	東京都三鷹市	590	0.50	590	0.16
MLI STOCK LOAN (常任代理人 BofA証券 株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STRET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋 1丁目4番1号)	575	0.48	575	0.16
計	-	16,313	13.73	256,313	71.43

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年9月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年9月30日現在の総議決権数1,188,072個に基づき、第10回新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する議決権数(2,400,000個)を加えた数で除して算出した数値となります。

3. 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。なお、2020年9月末においてBNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY名義及びBNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY名義で保有されている当社普通株式も割当予定先の保有株式であることを割当予定先から確認しており、これらの全てを合計した場合の「割当後の所有株式数」(割当予定先が第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数)は249,854千株であり、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は69.63%となります。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(2) A種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman)Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾 井町4番1号)	-	-	2,500	-

(注) 1. A種種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

2. 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が第11回新株予約権の行使により取得する当社A種種類株式を全て保有した場合の数となります。

(3) B種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman)Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾 井町4番1号)	-	-	2,500	-

(注) 1. B種種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

2. 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が第12回新株予約権の行使により取得する当社B種種類株式を全て保有した場合の数となります。

f 大規模な第三者割当の必要性

(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本スキームによって増加する潜在株式数は、発行済株式数の約200.39%（議決権ベースで202.01%）であり、25%以上の希薄化が生じることとなるため、東証の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続が必要になります。

- 経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- 株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認

当社取締役会は、今回の増資が発行済株式数の約200.39%（議決権ベースで202.01%）と大規模な希薄化が生じることなどから、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断しており、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

(2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本スキームは、上記「d大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。このように本スキームは大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、東証の定める規則に従い、本臨時株主総会において、株主の皆様ご意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本資金調達を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会での承認をいただくことを増資の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

g 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

h その他参考になる事項

該当事項はありません。

(12) その他の事項

提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

() 資本金の額	10,061,460千円
() 発行済株式総数	普通株式 142,768,294株
	種類株式 0株
	合計 142,768,294株

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第10期有価証券報告書の提出日（2020年9月25日）以降、本有価証券届出書提出日（2020年12月16日）までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
2020年10月20日 （注1）	11,500,000	131,268,294	121	9,956	121	9,248
2020年11月9日 （注2）	11,500,000	142,768,294	104	10,061	104	9,353

（注）1. 2020年10月20日に、新株式発行により発行済株式総数が11,500,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ121,900,000円増加しております。

（注）2. 2020年11月9日に、新株式発行により発行済株式総数が11,500,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ104,650,000円増加しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年9月25日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第10期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年10月5日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第2四半期)	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	2020年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年9月25日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員
業務執行社員

公認会計士 八田 和信 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 松岡 繁郎 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨー株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても5,668百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が当連結会計年度末現在で6,468百万円（前連結会計年度末3,874百万円）存在していることに加え、当連結会計年度に親会社株主に帰属する当期純損失を9,880百万円計上した結果、当連結会計年度末現在で3,355百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年7月31日開催の取締役会にて、包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行及びグループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前事業年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年6月26日付で無限定適正意見を表明している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オンキヨー株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、オンキヨー株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年9月25日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

監査法人Ks Lab.

大阪府大阪市

指定社員 業務執行社員	公認会計士	八田 和信	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松岡 繁郎	印
----------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨー株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2017年度より経常損失が継続しており、当事業年度においても4,542百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が当事業年度末現在で1,194百万円（前事業年度末1,035百万円）存在していることに加え、当事業年度に当期純損失を9,206百万円計上した結果、当事業年度末現在で3,708百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表及び附属明細表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表及び附属明細表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年7月31日開催の取締役会にて、包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行及びグループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年6月26日付で無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月13日

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.大阪府大阪市指 定 社 員 公認会計士 八田 和信 印
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 松岡 繁郎 印
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオンキヨーホームエンターテイメント株式会社（旧会社名 オンキヨー株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オンキヨーホームエンターテイメント株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2017年度より経常損失が継続しており、当第2四半期連結累計期間においても2,330百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が2020年9月末現在で5,841百万円（前連結会計年度末6,468百万円）存在していることに加え、当第2四半期連結会計期間末において2,381百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。